

太子町LED照明灯導入促進事業
プロポーザル実施要領

平成29年6月

太 子 町

□ 実 施 要 領 目 次

1、趣旨	P 1
2、事業概要	P 1
3、応募条件	P 2
4、事業者選定の流れ	P 4
5、スケジュール	P 5
6、参加表明書の提出について	P 5
7、質疑書の受付及び回答について	P 6
8、提案書の提出について	P 7
9、提出書類の内訳について	P 7
10、選考方法	P 9
11、選考結果通知	P 9
12、事業の実施に関する事項	P 9
13、契約に関する事項	P 10
14、その他留意事項	P 10

太子町LED照明灯導入促進事業プロポーザル実施要領

1、趣 旨

地球温暖化は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、その原因となっている二酸化炭素の排出を抑制し、低炭素化を進めるために効果的な街路灯等のLED化はその目標達成に大きく寄与するものである。

また、省エネルギー化することにより昨今の電力不足の解消、電力コストの削減、さらには地元事業者を可能な限り活用することにより地元産業活性化にも貢献できるものである。

導入にあたっては、環境省補助事業の採択要件であること並びに高額な整備コストを平準化するため、リース方式を採用するものである。

今回の募集の目的は、一般社団法人環境技術普及促進協会の補助金「平成29年度地域におけるLED照明導入促進事業」に採択された場合、「太子町LED照明灯導入促進事業」を行う事業者を公募するもので、当該事業に基づく提案を受け、最も優れている提案者を決定するために行うものである。

2、事業概要

事業概要は、次のとおりとする。

(1) 事業名称 太子町LED照明灯導入促進事業

(2) 事業内容

本町の管理する道路照明135基（内5基は新設で支柱及び灯具の設置を行う。）・トンネル照明39基・公園照明74基・防犯灯1,808灯（調査により変更あり。）の設置状況等について、現況調査を行い、LED照明導入計画を策定した後、平成29年度にて蛍光灯や水銀灯等をLEDに更新し、平成29年度から10年間のリースによりLED照明等を良好に維持管理する。

本事業は「平成29年度地域におけるLED照明導入促進事業（一般社団法人環境技術普及促進協会）」に応募した事業であり、以下のとおりとする。

- ① 事業者は、本町と締結する本事業契約に基づき、LED照明（以下「本設備」という。）を導入し、契約期間内において、維持管理を含めるサービス（以下「本サービス」という。）を提供すること。
- ② 事業者は、本事業契約期間内に、本設備の維持管理を自らの責任で行うこと。
- ③ 契約期間終了後、事業者の設置した本設備の所有権は、本町に無償で譲渡すること。
- ④ 可能な限り、地元において新たな雇用を創出すること。
- ⑤ 提案内容については一般社団法人環境技術普及促進協会「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金公募要領」の要件を満たすこと。
- ⑥ 本事業に係る賃貸借契約を締結した事業者は一般社団法人環境技術普及促進協会からリース料金に含まれる取付工事費用の1/3（上限20,000,000円）の定率補助を受ける。

(3) 委託金額

本業務は、下記の価格の範囲で業務内容を提案すること。

① LED照明導入調査事業（平成29年度事業）

7,906,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

② LED照明導入補助事業

66,672,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

ただし、一般社団法人環境技術普及促進協会から民間会社へ支払われる灯具取付工事費用の補助金（補助率1／3、上限20,000,000円）を控除した金額とする。

(4) 事業場所 太子町内全域

(5) 事業者 LED照明灯導入促進事業者

(6) 事務局

太子町 まちづくり推進部 地域整備課

住所：〒583-8580

大阪府南河内郡太子町大字山田88番地

TEL：0721-98-5523

FAX：0721-98-4514

E-MAIL：tiikiseibi@town.taishi.osaka.jp

(7) 業務（提案）の範囲

業務（提案）の範囲は、次のとおりとする。

① LED照明灯導入調査事業

ア 既存道路等照明の現況調査業務

イ 台帳整備業務（地図情報データベース作成を含む。）

ウ リース期間中の維持管理手法の検討業務

エ LED照明導入計画策定業務（照度計算、電気使用量及びCO2の排出量計算を含む。）

② LED照明灯導入補助事業

ア 本設備導入に関する施工管理及びその関連業務

イ 契約期間内における本設備の本サービス提供業務

ウ 契約期間終了後、本設備の所有権移転業務

※①及び②の特記事項は別紙特記仕様書のとおりとする。

3、応募条件

(1) 応募者

次の4者でのグループを構成して応募するものとする。

ただし、1者で①～④のうち複数の事業者を兼ねることは差支えない。

① 調査や導入・維持管理計画を策定する事業者（以下、調査事業者という。）

② 機器をリース及び管理する事業者（以下、リース事業者という。）

③ 機器を製造・販売する事業者

④ 工事を施工管理する事業者（以下、施工事業者という。）

参加表明時は、グループの代表者を定めて応募するとともに応募者の構成員の全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。なお、代表者は本町との連絡窓口となり、契約等諸手続を行い、業務遂行の責を負うものとする。

(2) 応募者の役割

① 応募者は、次の役割の全てを担い、グループの場合は各構成員が次の役割を分担する。

ア 事業役割：本町との契約等諸手続を行い事業遂行の責を負う。

イ その他役割：施工・メンテナンスや製品供給等を行う。

② 事業役割を担う応募者が複数で構成される場合は、事業者間の事業役割に関する合

意書を提出すること。なお、その合意書には、事業役割の構成事業者全体が本町に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。

- ③ 施工事業者及びその下請負事業者は、本町内に本店を有する事業者（以下、本町内事業者という。）を優先して選定することとし、その内容は評価に反映する。

（3）応募者の資格

応募者の資格要件は次のとおりとする。なお、グループの場合は契約事業者となるものは⑩を除くこれらの要件を満たすこと。

- ① 調査事業者及びリース事業者は、「太子町 平成29年度及び平成30年度 一般競争（指名競争）入札参加資格」を有していること。
- ② 一般社団法人 環境技術普及促進協会の補助金、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金公募要領」に基づき、太子町が採択された当該事業を確実に実施することができること。
- ③ 業務実施に必要な関係法令等による許可、認可、届出等がされていること。
- ④ 参加表明書及び資格確認書類により、本要領の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- ⑤ 事業運営・維持管理を円滑に行うため、迅速に対応ができること。
- ⑥ 地方公共団体等とのリース契約の実績があり、契約実績を提出できること。
- ⑦ 公共事業として発注されたLED照明灯（LED防犯灯、LED道路照明等を含む。）で、平成24年から平成28年の過去5年間に納入実績があり、納入実績を提出できること。
- ⑧ リース期間中、維持管理を行うことができ、部品提供や代替照明器具を供給できること。
- ⑨ 品質マネジメントシステム ISO 9001・環境マネジメントシステムISO 14001認証を調査事業者もしくはリース事業者のいずれかが取得していること。
- ⑩ 応募者は、LED照明導入調査業務において、空間情報総括監理技術者及び技術士（建設部門/道路）を有する技術者を配置すること。
- ⑪ 施工事業者は建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類の内本事業において担当する工事種類について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- ⑫ 大阪府内に本店、支店又は営業所があること。
- ⑬ 道路灯及び防犯灯等は「平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（LED照明導入促進事業）交付規定」別添「地域におけるLED照明導入促進事業におけるLED照明技術基準」を満たした製品とし、本町の道路及び防犯灯等に適切な製品を提供できること。
- ⑭ 本要領の6以降に規定される各提出書類により本提案募集の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- ⑮ 工事期間内に道路照明135基・トンネル照明39基・公園照明74基・防犯灯1,227基（調査により変動有）の道路等照明取付・運用開始ができると認められる者であること。

（4）応募資格の制限

次に掲げる者は、応募者の構成員となることはできない

- ① 本要領の配付の日から提案書提出日までの期間に、太子町又は大阪府からの指名停止の措置を受けている者
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ③ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者及びこれに準ずる者と

して、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当と認められる者並びに太子町暴力団排除条例（平成24年条例第23号）に基づく排除措置に該当する者

- ④ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき、更生手続開始の申し立てがなされている者
- ⑤ 商法（明治32年法律第48号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申し立てをしている者
- ⑦ 申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- ⑧ 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる若しくは妨げた者
- ⑨ 租税（国税及び地方税）を滞納している者

（5）応募に関する留意事項

① 費用負担

応募に関するすべての書類作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

② 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しない。

また、本町はLED照明灯導入促進事業以外の目的で提出書類を使用することや、情報を洩らすことはない。なお、応募者の提出した書類の著作権に関しては、契約締結時点で本町に帰属するものとする。

③ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護され第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

④ 太子町からの提出資料の取扱い

太子町が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

⑤ 1 応募者の複数提案の禁止

1 応募者は、1つの提案しか行うことができない。

⑥ 複数の応募者の構成員になることの禁止

1 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

⑦ 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、本町がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

⑧ 提出書類の変更の禁止

提出した書類の変更はできない。なお、提出書類について後日参考資料の提出を求められることがある。

⑨ 虚偽の記載の禁止

参加表明及び提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明又は提案書を無効とする。

4、事業者選定の流れ

（1）応募者

本提案への応募者は、前出3に定める「応募条件」を満たす者とする。

(2) 応募資格要件の確認及び提案要請

参加表明した者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を文書で要請する。

(3) 最優秀提案の選定

本町で設置する審査委員会により提案内容を審査し、優秀提案者を選定する。ただし、応募者が6者以上の場合は書類審査にて一次選考を行い、プレゼンテーションを行う応募者5者を事前に選考し、応募者に通知するものとする。

(4) 評価項目及び配点

	評 価 項 目	点 数
1	本事業の実施体制	90 点
2	LED 照明導入調査事業	160 点
3	LED 照明導入補助事業	710 点
4	プレゼンテーション	40 点
	合 計	1000 点

5、 スケジュール

(1) 日程

- ・本要領のホームページへの掲載 平成29年6月20日(火)
- ・本要領配付 平成29年6月20日(火)から6月27日(火)まで
- ・本要領に関する質問受付 平成29年6月20日(火)から6月27日(火)まで午後5時まで
- ・質問への回答 平成29年6月30日(金)
- ・参加表明書及び資格確認書類の受付
平成29年6月30日(金)から7月5日(水)まで午後5時まで
- ・参加資格確認結果及び提案提出要請書の通知
平成29年7月10日(月)から平成29年7月14日(金)まで
- ・提案書の提出期限 平成29年7月21日(金)午後5時まで
- ・応募者のプレゼンテーション及び優秀提案者の選出 平成29年7月26日(水)(予定)
- ・審査結果公表 平成29年7月28日(金)(予定)

(2) 本要領等の配付

太子町 まちづくり推進部 地域整備課

住所：大阪府南河内郡太子町大字山田88番地

TEL : 0721-98-5523

FAX : 0721-98-4514

※ 本要領や提出書類等の関係書類は、ホームページからダウンロードできます。

6、参加表明書の提出について

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書 (様式第1号)
- ② グループ構成表 (様式第3号)

グループで応募する場合は応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、その他役割）を明確にする。

③ 事業者概要（様式第4号-1）

代表者役職及び氏名、資本金、従業員数、ISO取得状況、設立年、事業内容、年間売上金額及び営業所一覧等を記載すること。なお、上記の内容を全て含んだ通常各社で印刷しているパンフレット等による代用も可とする。

④ 事業者状況表（様式第4号-2）

⑤ 納入実績（様式第4号-3）

⑥ 主任技術者通知書（様式第5号-1）

⑦ 主任技術者経歴書（様式第5号-2）

⑧ 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3カ月以内に発行されたもの。ただし、提出後、印鑑登録を変更した場合には、速やかに変更後の証明書を提出すること。

⑨ 商業登録簿謄本の写し

現に効力を有する部分の謄本で受付日前3カ月以内に発行されたものを綴じたものとする。

⑩ 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税等の国税、都道府県税及び市町村民税全てに関する納税証明書を各1通ずつ綴じたもの。事務所が複数個所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。なお、写しでも可とする。

⑪ 財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書などの財務諸表を綴じたもの。貸借対照表及び損益計算書に関しては、事業者単体の他、連結決算分も提出すること。なお、写しでも可とする。

(2) 提出期限

平成29年7月5日（水）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達確認ができるもので、提出期限までに必着のこと。）

(4) 提出先

太子町 まちづくり推進部 地域整備課

住所：大阪府南河内郡太子町大字山田88番地

TEL：0721-98-5523

FAX：0721-98-4514

7、質問の受付及び回答について

要領等に疑義のある場合は、次のとおり質問することができる。

(1) 質問書（様式第2号）

質問対象の引用文（文章名及び頁番号）及び質問内容を具体的に記載すること。

(2) 提出期限

平成29年6月26日（月）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

電子メールのみ（着信を必ず確認すること。）

件名は『太子町道路照明等LED化事業提案に係る質問』とし、質問書を添付ファイルと

して送信すること。

(4) 提出先

E-MAIL : tiikiseibi@town.taishi.osaka.jp

(5) 回答

質問に対する回答は、平成29年6月30日（金）に、各グループ宛に電子メールにて送信するものとする。なお、質問事項が重複しているもの（思われるものも含む。）は、本町が整理して回答し、本件の趣旨からかけ離れているものへの回答は行わない。

8、提案書の提出について

本プロポーザルの提案書は、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

提案書10部（正1部・副9部。副の提案書には事業者名が分からないこと。）

様式はA4版

図面等はA3版まで可とする。（A4版に折り込むこと。）

(2) 提出期限

平成29年7月21日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達確認ができるもので、提出期限までに必着のこと。）

(4) 提出先

太子町 まちづくり推進部 地域整備課

住所：大阪府南河内郡太子町大字山田88番地

TEL : 0721-98-5523

FAX : 0721-98-4514

※ 参加を辞退する場合は、提案辞退届（様式6）を提出のこと。

9、提出書類の内訳について

(1) 提案書提出届（様式第7号）

(2) 提出書類表紙の記載方法（共通）（様式8）

(3) 提出書類の体裁（共通）（様式9）

(4) 提案総括表

① 改修提案項目一覧表（様式第10号-1）

道路照明灯等改修において光熱費の削減額、年間維持管理コスト削減額、工事他投資額及び単純回収年について記載すること。

② 契約内容提案書（様式第10号-2）

契約期間、サービス（リース）料総額について記載すること。

(5) 業務実施方針等（様式第11号-1及び様式第11号-2）

本事業の内容を具現化するための調査・施工方針及び手法、業務への取組体制、工程計画、動員計画、特に重視する施工上の配慮事項等を具体的かつ簡潔に説明すると共に、本事業の目的の一つである本町内事業者の活用方法等を、導入調査事業及び導入補助事業それぞれについてA4版5枚以内で記載すること。

(6) 使用機器提案書（様式第12号）

本事業で使用する機器については、本町道路照明灯等設置状況を理解した上で器具を選定し、使用する機器の生産能力及び供給体制、当該機器に関するエネルギー消費

状況の評価内容、その他当該道路照明灯具仕様に基づいた内容説明(数的根拠を含む。)、使用する機器の設計図並びに設置実績についてA4版3枚で記載すること。

また、技術基準確認のため試験成績書等を添付すること。

(7) 事業資金計画書

① 資金計画書(様式第13号-1)

当初の事業費の資金調達方法の内訳を作成すること。

② 工事予算等経費計画書(様式第13号-2)

LED照明導入補助事業の工事等の初期投資に係る費用を記入すること。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

③ 調査業務費(様式第13号-3)

LED照明導入調査事業に係る費用を記入すること。なお、別途作成する内訳がある場合には添付すること。

(8) 維持管理等提案書

① 維持管理計画書(様式第14号-1)

道路照明修繕等については地域との連携が不可欠であり、不具合の際には町との連絡体制を築くことが重要であると考え。そのためには事業者のみならず、町において一元管理していくことが重要と考える。また、10年という長期にわたる維持管理には照度の確保、器具の腐食に対応できる工夫も必要である。このことを踏まえ設備の維持管理業務に関する計画内容及び維持管理の見積りについてA4版1枚で記載すること。

② 緊急時対応提案書(様式第14号-2)

製品が予想以上に故障、腐食した場合などの対応や、故障維持管理サポート体制、その他災害を含む緊急対応方法の考え方についてA4版1枚以内で記載すること。

(9) 工事・廃棄計画書(様式第15号)

設置工事、既存の機器の廃棄処理の対応について、A4版1枚以内で記載すること。

(10) 契約終了後の対応(様式第16号)

契約期間終了後の対応、備品の扱いに関する内容について、A4版1枚以内で記載すること。

(11) 提案書における提示条件について

① 道路灯及び防犯灯等は「平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(LED照明導入促進事業)交付規程」別添「地域におけるLED照明導入促進事業におけるLED照明技術基準」を満たした製品とし、本町の道路及び防犯灯等に適切な製品を提供できること。

② リース契約を実施できること。

※ここでいうリース契約とは、道路等照明灯初期一括工事費にリース会社の金利と経費を載せた総額を対象としたファイナンスリース契約をいう。

③ 維持管理計画書を提出し、本町の承諾した維持管理計画に基づいて維持管理を行うこと。維持管理に係る経費は事業者の負担とする。

④ 町のサービス(リース)料の支払いは、優秀提案者と協議の上、別途定める。

⑤ その他、本要領に定めることその他、提案の応募等に当たって必要なものが生じた場合には、応募者に通知する。

(13) その他

① 使用言語は日本語、通貨は円、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。なお、原則としてMSゴシックまたはMS明朝体としサイズは12ポイントとすること。

- ② 各提案書類には、各ページに提出書類ごとの通し番号をふるとともに、右下に本町が送付する提案要請書に記載されている提案要請番号を記載すること。
- ③ 各提案書類（提案書提出届けを除く。）には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示はしてはならない。
- ④ 提案提出届により、提出書類の構成を示したうえで、各提出書類に提出提案書表紙をそれぞれ付しA4縦長ファイルに綴じたもので提出すること。なお、A4版以外の様式についてはA4版サイズに折り込むこと。

10、選考方法

提案書の提出者で、提案書の記述が要件を満たしているものの中から、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

（1）開催日時及び開催場所

平成29年7月26日（水）予定（詳細については、別途通知）

（2）プレゼンテーション内容

提出した提案書の内容を具体的に説明することを主とし、必要に応じて補足するものとする。なお、プレゼンテーションは1者あたり30分（説明20分、質疑応答10分）程度とする。提案書及びプレゼンテーションの内容、見積金額について総合的に選考し、優秀提案者を決定する。

（3）注意事項

- ① 審査当日は、プロジェクター及びスクリーンのみ太子町が準備し、説明に必要なパソコン等は、参加者が用意すること。
- ② 機器の設置はプレゼンテーション開始時間までに行うこととし、開始時間を過ぎた場合は、所要時間に含めることとする。
- ③ 提出した提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは認めない。
- ④ 指定した時間に遅れた場合は、失格とする。

11、選考結果通知

選考結果は、参加者全員へ通知し、異議申し立ては受け付けない。

12、事業の実施に関する事項

（1）誠実な業務遂行

事業者は本要領等の諸条件に沿って誠実に業務を遂行し、施行に当たって疑義が生じた場合は、本町との間で誠意をもって協議するものとする。

（2）本町と事業者との責任分担

① 基本的な考え方

提案が達成できないことによる損失は、基本的に事業者の負担とする。ただし、天災や運営状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない理由のある場合は双方で別途協議を行うものとする。

② 予想されるリスクと責任分担

本町と事業者の責任分担は、原則として別紙「予想されるリスクと責任分担」によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで、提案を行うものとする。なお同表に該当しない事由が生じた場合は双方で別途協議を行うこととする。

③ 事業の継続が困難となった場合における措置

優秀提案者がLED照明導入調査事業後、リース契約の締結前に、契約が締結されない場合、以下の措置を講ずるものとする。

ア 本町が指定する工事期間に工事の完成が困難であると予想されるなど、優秀提案者の責により契約できない場合は、町は事業者に対して、町がそれまでに要した費用を請求できるものとする。

イ 町の指示により事業が中止された場合、事業者は、提案書で提示したLED照明導入調査事業に係る費用を上限に、その費用を町に請求できるものとする。リース契約後に事業の継続が困難になった場合の措置については、優秀提案者と協議の上、別途定めるものとする。

13、契約に関する事項

(1) 契約の概要

本実施要領に基づき、随意契約が成立した場合に締結するものであり、事業者が遂行すべき調査・計画を実施する事業者との契約を行う。

また、本町と事業者の役割及び責任並びに遵守事項を明確化し、相互の確認事項、方法、時期等について明記するものとする。

(2) 契約の相手方

① LED照明灯導入調査事業

優秀提案者がグループの場合、調査事業者と契約を行う。

② LED照明灯導入補助事業

優秀提案者がグループの場合、リース事業者と契約を行う。

14、その他留意事項

- (1) 本提案に関する一切の費用については、参加者の負担とする。
- (2) 参加者は業務の遂行上知り得た内容は、他人に洩らさないこと。
- (3) 担当者の連絡先を必ず明記すること。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出されたプロポーザル提案書は、参加者に無断で本件以外に使用しない。
- (6) 提出期限後の問合せ、書類の追加や修正には応じない。
- (7) 提出されたプロポーザル提案書は、審査に必要な範囲において複製することがある。
- (8) 選考の段階で提案の虚偽、不正及び違反が認められた提案者は、直ちに失格とする。

<問い合わせ先>

太子町 まちづくり推進部 地域整備課

住所：大阪府南河内郡太子町大字山田88番地

TEL：0721-98-5523

FAX：0721-98-4514